



管轄 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全國知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
59	東京によつては、判断事例等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年では、暴力団排除条例の制定により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるが、中止や撤回等の動きもある。年々、暴力団の関与者であることは望ましくないため、認可行とはして暴力団の心配性の認定を行った。また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等様式規定への追加を求める。	－	－	－	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進める。改正法により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実施に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規律を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員が関与し、その活動を通して暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経営活動の権益が確保できないなどの具体的な法的実害が必要であるが、現時点でのこのような情報に乏しい。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を進め、中小企業等協同組合法の目的である中央規制の緩和、江戸文化の活性化、地域活性化等、より多くの事業を行うこと、地方分权の推進による地域の活性化等の観点から、現時点での法の改正による公正な経済活動の権益が確保され、もってのもの自納的公正な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上による公正な競争の促進に寄与する暴力団等の頭領なら、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経営活動の権益を侵害するとの指摘を踏まえる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしている。	
78	多くの地域の消防団では、田舎の高齢化や空家数の増加などによる消防業務を遂行しきれない消防団員が増加し、緊急時の初期動員に支障を來すことが想定されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が進まず、団員の交代義務者がより困難にならざることを考えられた。OTは、田舎の消防団員の免許取得に対する理解度を考慮して、免許制度を見直すべきだといふが、運転免許制度に対する公的認成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防活動の支援に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、どううこの問題について、田舎の消防団員の免許取得支援策について、ご意見を下さい。	－	－	－	【全国市長会】 運転免許の実現への提案の実施に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 田舎町において、 車両の実用範囲を超える消防事務を運転することができる消防団員の確保を団として支援するために、運転免許制度の改善等を各行政区と調整すべきではないか。さらに、県中堅免許取得用の特別交付税の助成や普通免許で運転可能な消防車両のほかに、現場の支援を解決するため、運転免許制度を見直すべきではない。 ○ 警察庁において、 消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員の準中堅免許を取得しやすくなるように、消防団員の免許制度の見直しや、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 消防団員の活動支援となっていたため何よりもあくまで「免許取得の認定ができる」ということをめて認識していく。できる限り、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 自衛隊の消防団員が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を行なうことができる場合は、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 現在や運転経験年に限らず中堅車両以上の運転免許を取得する者は自衛隊の自動車訓練所から、そのための場合自衛隊法第106条の2の第1項の「教育訓練の受設がない」といわれる自動車訓練所において、団員が運転免許取得のための技術教習を受けらることを明確にしておいた方がよろしく、その際に参考して頂ければ幸いです。 ○ また、大規模な災害が多発している近年の災害準備を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受け入れについて、再検討いただきたい。	【全国市長会】 前項済み及び内閣府地方分権改革推進室が筆名で、全市町村に対して実施している消防団員の準中堅免許の取得に係る支援事例の検査の結果もありまし、関係省庁において、消防団員の準中堅免許の取得をより円滑にするための取組を検討する。 【全国町村会】 「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の視点に、「年齢や運転経験年数に関係なく中堅車両以上の運転免許を取得する能力は自衛隊の自動車訓練所しかなくあら、御指摘の如く、消防団員の活動支援などこれまで何よりもあくまで「免許取得の認定ができる」ということをめて認識していく。できる限り、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 そのため、消防団員の教育訓練の受設については、自衛隊法第106条の2における「教育訓練の受設がない」との規定を踏まえて、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 消防団員の活動支援となる場合は、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 自衛隊の消防団員が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を行なうことができる場合は、消防団員の免許の運転可能範囲を広げること等を想定しては、消防団員の免許制度の改修を行っては、消防団員の免許の運転可能範囲を広げる方向で検討を行なうべきではない。 ○ 現在や運転経験年に限らず中堅車両以上の運転免許を取得する者は自衛隊の自動車訓練所から、そのための場合自衛隊法第106条の2の第1項の「教育訓練の受設がない」といわれる自動車訓練所において、団員が運転免許取得のための技術教習を受けらることを明確にしておいた方がよろしく、その際に参考して頂ければ幸いです。 また、災害の際には、消防団員の活動支援を実現するためには、消防団員の免許の運転可能範囲が全国に拡充することを考えれば、「特に教育訓練の受設がない」と認めることはその要件を踏まえて検討を行なうべきである。 以上の通り、消防団員の活動支援を実現するためには、消防団員の免許の運転可能範囲が全国に拡充されることを考えれば、「特に教育訓練の受設がない」と認めることはその要件を踏まえて検討を行なうべきである。年齢や運転経験年数に限らず中堅車両以上の運転免許を取得する者は自衛隊の自動車訓練所において、団員が運転免許取得のための技術教習を受けらることを明確にしておいた方がよろしく、その際に参考して頂ければ幸いです。 なお、各自衛隊においても、施設等の制限から、受講可能な人数が限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。
163	過疎等の条件出特殊について、カタピーラーハルカツ2019*及び東京2020のリレインハイドリックで標準までに日本国人旅行者への勧めや受入環境整備を十分に行なふよう、今年度の目標であるとしている。参考までに、 （*8月14日に行なわれた、防災・分科改定会議） 各府省からの提案募集検討専門部会(関係府省からのヒアリング)で有識者から指摘があったように、「ユネスコによる持続可能な開発目標(SDGs)の中の「開発と保育を統合する」(アーバンアンドリバーネイチャー)の持続可能な開発目標を実現するための取り組みとして、環境問題に対する認識から、森林資源の持続可能な利用による持続可能な開発を推進する(スルアミリバナシ)思想、スカラベット(生物多様性保護)による持続可能な開発などを共創国、ヘルギー王國、モナコ公国及び台湾のかず(地域)」の運転免許登録する際の車両区分についても、併せて明確化していただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実施に向けて、十分な検討を求める。	○ 動員外車の搭乗型移動支援ロボットの公道運用について、ジニアーブ多角加盟の国際運転免許制度の車両区分及び加盟国との外道運転免許券の車両区分を明確化した通達等を、地方公共団体に対し平成20年度中に発出していただきたい。	公道実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットは、原動機付自転車又は小型特殊自動車に分類されるが、これら原動機付自転車又は小型特殊自動車を道交法交通法第107条の2で規定する運転免許又は外道運転免許で運転することができる場合を明確化するため、今年度中に都道府県警察にに向けて文書を提出する。